

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会	厨川小学校	R-4	指摘事項	時間外勤務手当の支給に当たり、週休日の振替により週の勤務時間が38時間45分を超えた短時間勤務職員に対し、時間外勤務手当(25/100)が支給されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、週休日の振替命令を行った際、週の勤務時間が38時間45分を超えて時間外勤務が発生していないか、本人、事務担当者及び決裁者の確認不足によるものである。 支給漏れのあった時間外勤務手当については、11月4日に支給済である。 学校において、週休日の振替命令を行った際には、併せて時間外勤務手当の有無を確認するよう校長から事務担当者へ指導を行ったほか、教育委員会から全学校等に対して、週休日の振替により生じる時間外勤務手当について、時間外勤務命令表への記載漏れがないか必ず複数人による確認を行うなど、チェック体制の強化について指導した。 今後は、決裁時及び集計入力時に校長、副校長、事務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。